

京都市告示第503号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年1月11日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小塩山大原野線	西京区大原野南春日町1223番地の1地先内	旧	メートル 19.00	メートル 4.50 ~ 5.30
		新	19.00	10.59 ~ 26.26
向日善峰線	西京区大原野小塩町1348番地地先内	旧	16.10	4.20 ~ 4.90
		新	16.10	5.29 ~ 27.19

- 2 道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科大宅経68号線	山科区大宅石郡町112番地の1地先内	旧	メートル 20.10	メートル 4.25 ~ 7.35
		新	21.60	6.23 ~ 9.31

(建設局土木管理部道路明示課)